

電力の安定供給のための労使の取組状況等に関する会合

令和8年3月6日（金）

厚生労働省労働基準局労働関係法課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

開催の経緯について

今後の電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（電気事業関係）の在り方について（報告）（令和7年11月6日 労働政策審議会労働条件分科会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会）（抄）

今後のスト規制法の在り方については、安定・成熟した労使関係に加えて、現在、検討されている次世代の電力システムに向けた制度改正による取組の進展の状況とその影響を十分に検証した上で、国民生活及び国民経済の視点からの納得性も念頭に、安定供給を支える電気事業の業務の代替性等の確保によるリスク・マネジメントの進展の状況を総合的に勘案して、スト規制法の廃止も含め、その在り方を引き続き検討すべきである。

なお、今般は意見の一致に至らなかったが、次世代の電力システムに係る取組による電気事業の業務の代替性や事業者間の競争環境・連携体制の検証とあわせて、国民や需要家の必要な納得を得られるようにするため、上記のような、今後の電気事業を取り巻く環境変化の下においても、労使関係が良好であることについて継続的に国民や需要家の理解を得ていくことや、将来的に労働関係調整法の枠組みの下での事前規制など国民の安心と電力の安定供給を確保するための代替措置に関する議論を十分に深めることができれば、スト規制法の在り方について、さらに一步踏み込み、公労使委員の共通した認識の下、廃止に向けた議論も可能になることも考えられる。

また、このような議論を可能にするためにも、今後の電気事業を取り巻く環境変化も注視しながら、電力の安定供給のための労使の取組状況等について確認・共有等を行う場を設け、労使の知見を継続的に蓄積していくことで、将来的な検討につなげていくことが望まれる。

⇒ 当該部会報告を踏まえ、スト規制法の在り方に関する将来的な検討に資するよう、今後の電気事業を取り巻く環境変化も注視しながら、電力の安定供給のための労使の取組状況等について確認・共有等を行い、労使の知見を継続的に蓄積していくことを目的として、労使関係者による会合を開催する（年1回程度）。

電気の安定供給に向けた労使の取組状況に関するテーマについて

(テーマの例)

- ・ 自然災害等に対する電力の安定供給や復旧に係る取組について
- ・ 有事の際の応援に関する体制整備に係る労使の取組について
- ・ 良好な労使関係の維持・発展のための好事例等について